

訪問介護センター 愛 運営規程

(指定訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社ファイブワンが開設する訪問介護センター愛（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力等に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこなう。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
3. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護センター 愛
- (2) 所在地 福山市加茂町字中野 314-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
 - (2) サービス提供責任者 5名以上配置
 - (3) 訪問介護職員 1名以上配置 常勤換算 2.5人以上（サービス提供責任者含む）配置
- 2 前項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
 - (3) 指定訪問介護の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）までとする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
 - (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 利用者の申出により営業時間外でもサービスの提供を行う場合がある。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助
- (4) 通院等乗降介助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問介護に要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域は、福山市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実践するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束について)

第12条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は利用者の家族等に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

(地域と連携等)

第13条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) その他の研修

2. 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越感的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

3. 従業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職務を退いた後も同様とする。
4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ファイブワンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年12月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成19年 2月 1日に施行する。

この規程は、平成19年 5月 1日に施行する。

この規程は、平成19年 6月 1日に施行する。

この規程は、平成19年11月 1日に施行する。

この規程は、平成20年 6月 1日に施行する。

この規程は、平成20年11月 1日に施行する。

この規程は、平成22年10月 1日に施行する。

この規程は、平成24年 7月 1日に施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成25年 8月 1日に施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日に施行する。

この規程は、平成26年 9月26日に施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成27年 6月15日に施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日に施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日に施行する。

この規程は、平成28年10月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 8月 1日に施行する。

この規程は、平成29年10月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 2月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日に施行する。

この規程は、平成30年11月 1日に施行する。

この規程は、平成31年 1月 1日に施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年10月 1日に施行する。

この規程は、令和 3年 2月 1日に施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日に施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日に施行する。

訪問介護センター 愛 運営規程

(介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社ファイブワンが開設する訪問介護センター 愛（以下「事業所」という。）が行う介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援相当状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者が、可能な限りその居宅において、要支援相当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
2. 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 3. 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護センター 愛
- (2) 所在地 福山市加茂町字中野 314-3

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
 - (2) サービス提供責任者 5名以上配置
 - (3) 訪問介護職員 1名以上配置 常勤換算 2.5人以上（サービス提供責任者含む）配置
- 2 前項に規定する職員の職務は、次のとおりとする。
- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) サービス提供責任者は、事業所に対する介護予防訪問介護相当サービスの申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。
 - (3) 介護予防訪問介護相当サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）とする。ただし、8月13日から8月15日まで及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

利用者の申出により営業時間外でもサービス提供を行う場合がある。

(介護予防訪問介護相当サービスの内容)

第6条 介護予防訪問介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問型サービス(独自)(Ⅰ) 概ね週1回の利用
- (2) 訪問型サービス(独自)(Ⅱ) 概ね週2回の利用
- (3) 訪問型サービス(独自)(Ⅲ) 概ね週3回の利用

(利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとする。

- 2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う介護予防訪問介護相当サービスに要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の実施地域は、福山市の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報

するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実践するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束について）

- 第12条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者又は利用者の家族等に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。また、事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。
- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
 - (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
 - (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く。

（地域と連携等）

- 第13条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

- 第14条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

- 第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年6回
 - (3) その他の研修
2. 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越感的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介

護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

3. 従業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職務を退いた後も同様とする。

4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、株式会社ファイブワンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成27年 6月15日に施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日に施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日に施行する。

この規程は、平成28年10月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日に施行する。

この規程は、平成29年 8月 1日に施行する。

この規程は、平成29年10月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 2月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 7月 1日に施行する。

この規程は、平成30年 8月 1日に施行する。

この規程は、平成30年11月 1日に施行する。

この規程は、平成31年 1月 1日に施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年 6月 1日に施行する。

この規程は、令和 2年10月 1日に施行する。

この規程は、令和 3年 2月 1日に施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日に施行する。

この規程は、令和 3年 7月 1日に施行する。

この規程は、令和 3年10月 1日に施行する。

この規程は、令和 5年 2月 1日に施行する。

この規程は、令和 5年 8月 1日に施行する。

この規程は、令和 6年 7月 1日に施行する。

この規程は、令和 7年 2月 1日に施行する。